

高松市自治推進審議会条例

平成21年12月21日

条例第52号

(設置)

第1条 高松市自治基本条例（平成21年高松市条例第51号。以下「条例」という。）第36条の規定に基づき，高松市自治推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は，次に掲げる事項について調査審議し，または市長の諮問に応じてこれらの事項について答申する。

(1) 条例の基本原則に基づく自治運営の状況の把握およびその検証に関すること。

(2) 条例の見直しに関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか，自治の推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は，委員10人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公共的団体等の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか，市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 審議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き，委員の互選により定める。

2 会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，または会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民政策部において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年2月15日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)